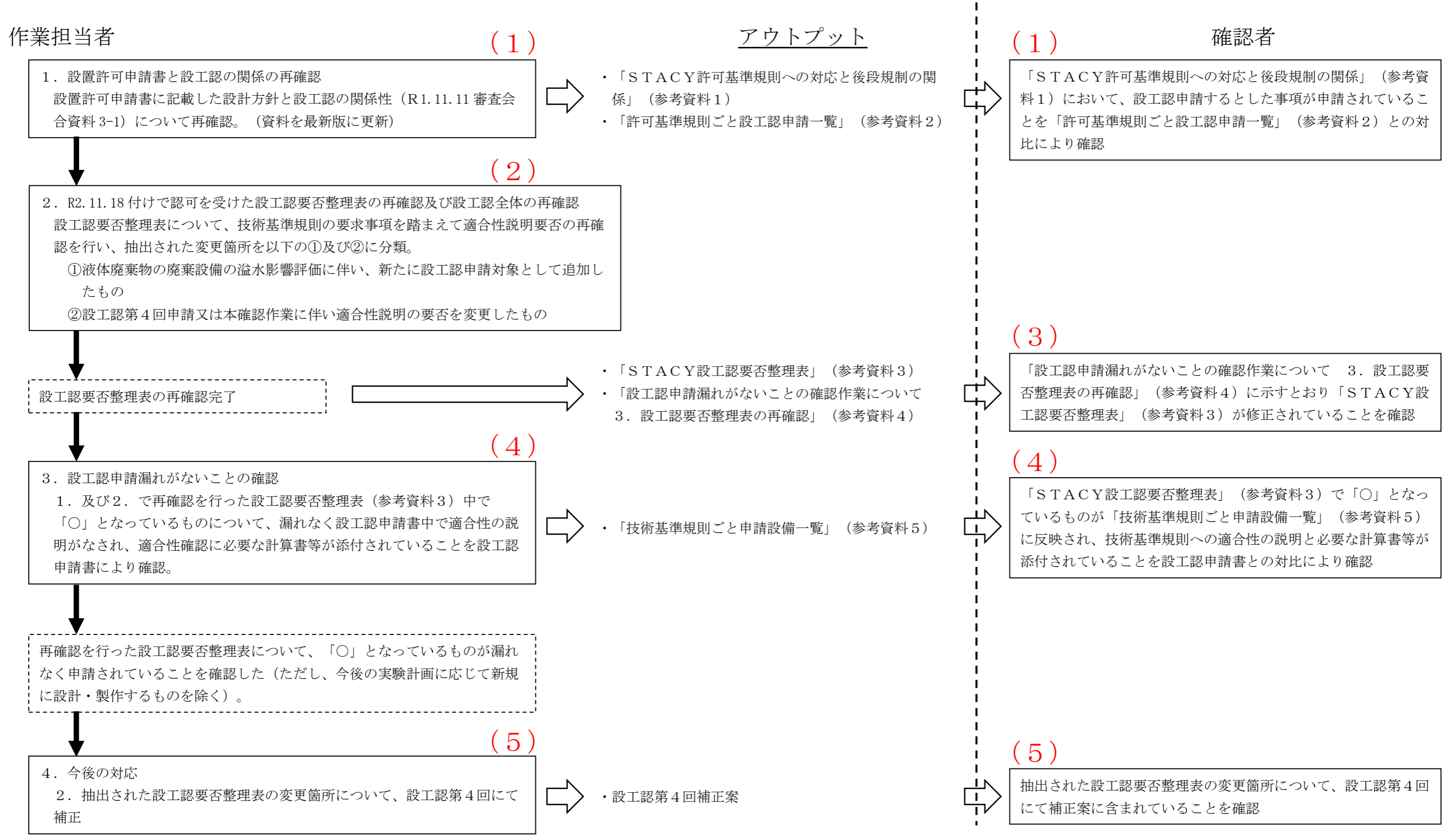


STACYにおける設工認申請漏れ確認プロセス



(1) 設置許可申請書と設工認の関係の再確認

(1) - 1 設工認申請において適合性を示している技術基準規則の項目について、それらが設置許可申請書の許可基準規則への適合のための設計方針の何条の記載に対応するものかを整理。(許可基準規則ごと設工認申請一覧(参考資料2)の作成) (担) ※

許可基準規則	設工認申請		技術基準規則		
第9条 溢水による損傷の防止等	第2回	第2編 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	I. 溶液燃料貯蔵設備	容器・管	第19条 溢水による損傷の防止
			グローブボックス	第19条 溢水による損傷の防止	
	第3回	第2編 計測制御系統施設	I. 核計装	安全保護系の核計装	第19条 溢水による損傷の防止
				II. その他の主要な計装(プロセス計装)	最大給水制限スイッチ
			III. 安全保護回路(原子炉停止回路)	原子炉停止回路	第19条 溢水による損傷の防止
				安全保護系盤	第19条 溢水による損傷の防止
			III. 安全保護回路(その他の主要な安全保護回路)	スクラム遮断器盤	第19条 溢水による損傷の防止
				主電源盤	第19条 溢水による損傷の防止
			IV. 制御設備	安全板	第19条 溢水による損傷の防止
				安全板駆動装置	第19条 溢水による損傷の防止
				ガイドピン	第19条 溢水による損傷の防止
				給排水系「ガン」槽	第19条 溢水による損傷の防止
	高速給水系(ポンプ)	第19条 溢水による損傷の防止			
	高速給水系(主要弁)	第19条 溢水による損傷の防止			
	低速給水系(ポンプ)	第19条 溢水による損傷の防止			
	低速給水系(主要弁)	第19条 溢水による損傷の防止			
	V. その他の主要な事項(制御室等)	排水系(急速排水弁)	第19条 溢水による損傷の防止		
		排水系(通常排水弁)	第19条 溢水による損傷の防止		
	第4回	第2編 放射性廃棄物の廃棄施設	II. 液体廃棄物の廃棄設備	中レベル廃液貯槽	第19条 溢水による損傷の防止
				主配管	第19条 溢水による損傷の防止
低レベル廃液貯槽				第19条 溢水による損傷の防止	
主配管				第19条 溢水による損傷の防止	
極低レベル廃液貯槽				第19条 溢水による損傷の防止	
第3編 其他試験研究用等原子炉の附属施設	II. その他の主要な事項	有機廃液貯槽	第19条 溢水による損傷の防止		
		日主配管	第19条 溢水による損傷の防止		
		堰	第19条 溢水による損傷の防止		
棒状燃料貯蔵設備IIの製作	第3編 其他試験研究用等原子炉の附属施設	III. その他の主要な事項(消火設備、安全避難通路等、通信連絡設備)	二重スラブ	第19条 溢水による損傷の防止	
			消火設備	第21条 安全設備	

※ 担：担当者が実施
 確：確認者が実施
 (次ページ以降、同様とする。)

(1) - 2 「STACY許可基準規則への対応と後段規制の関係」(参考資料1)にて設工認申請するとしたものが漏れなく申請されていることを確認。(担、確) ※

設置変更許可申請		設工認申請			保安規定				
設計、説明	設備機器	運用に 対する 評価	具体的な設計			申請回	保安規定	下部規定へ	
			No.	保安規定	評価				
許可申請書での説明									
第9条 溢水による損傷の防止等	溢水対策	溢水により停止機能及び停止状態維持機能を損なわない設計とする。	○	○	○	44~46、48、62~66、75、79、81、93~97	○	第3回	
		炉心タンク上方に水を内包する機器及び配管を設置しない設計とする。	○	○	○	67~78、165	○	第3回、棒状燃料貯蔵設備IIの製作等	
	管理区域外への漏えい防止	溶液燃料を取り扱う機器を設置するグローブボックス及び貯蔵室は床面をドリフトレイとし、管理区域外への漏えいを防止する設計とする。ドリフトレイには漏えい検知器を設けるとともに、漏えいした当該液体は予備槽等へ移送できる設計とする。	○	○	○	24-1、24-3	○	第2回、第4回	
		液体廃棄物の貯蔵室には、堰を設けることにより、管理区域外への漏えいを防止する設計とする。	○	○	○	107~110、112~115、178-3	○	第4回	

参考資料1

(2) 設工認要否整理表の再確認及び設工認全体の再確認

(2) - 1 設置許可申請書の記載事項や申請済みの設工認申請書と照らし合わせ、設工認要否整理表の記載内容について再確認。 (担)

設置許可申請書
添付書類八

5.2 核計装設備
5.2.1 概要
核計装設備は、STACYの停止状態から最大熱出力までの中性子束を連続して計測し、運転制御及び安全保護動作に必要な情報を得るため、次に示す安全保護系の核計装設備及び計測制御系の核計装設備で構成する。

(1) 安全保護系の核計装設備
起動系
運転系対数出力系
安全出力系

設置許可申請書に記載された施設、設備機器が正しくリストアップされていることを確認。

参考資料3 (修正後)

		1	2	3	44	45	46
		□. 試験研究用等原子炉施設の一一般構造					
		(1)耐震構造	(2)耐津波構造	(3)その他の主要な構造			
		機器・設備	機器・設備	機器・設備			
技術基準規則の条項		安全保護系					
●: 技術基準規則新規要求事項		起動系 (比例計数管、前置増幅器、主増幅回路、対数計数率回路、炉周期回路、絶縁回路、トリップ回路、高圧電源、ケーブル) 運転系対数出力系 (中性子電離箱、対数増幅回路、炉周期回路、絶縁回路、トリップ回路、高圧電源、ケーブル) 安全出力系 (中性子電離箱、線型増幅回路、積分回路、絶縁回路、トリップ回路、高圧電源、ケーブル)					
設工認申請					第3回	第3回	第3回
新規/既存					既存設計変更	既存設計変更	既存設計変更
安全施設					MS-2	MS-2	MS-2
安全設備					● (口)	● (口)	● (口)
	第2項				-	-	-
	第3項	●			-	-	-
第29条	液位の保持等	第1項			-	-	-
	第2項	●			-	-	-
第30条	計測設備	第1項第1号			○	○	○
		第1項第2号			○	○	○
		第1項第3号			×	×	×
		第1項第4号			×	×	×
	第2項	●			×	×	×
第31条	放射線管理施設	第1号			×	×	×
		第2号			×	×	×
		第3号			×	×	×
第32条	安全保護回路	第1号	●		○	○	○
		第2号	●		○	○	○
		第3号	●		○	○	○
		第4号	●		○	○	○
		第5号	●		○	○	○
		第6号	●		○	○	○
		第7号	●		○	○	○
		第8号	●		○	○	○

設工認 (第3回)
添付書類/適合性説明

本申請に係る設計及び工事の計画が、「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)に適合していることの説明の要否は、以下に示すとおりである。

技術基準規則の条項	項・号	説明の必要性の有無*1			
		第2編 計測制御系統施設			
		I. 核計装			
		(安全保護系の核計装)	(計測制御系の核計装)	検出器配置用器具	
第1、2条	適用範囲、定義				
(中略)					
第30条	計測設備	第1項 第1号	○	○	×
		第1項 第2号	○*3	×	×
		上記以外	×	×	×
第31条	放射線管理施設	下記以外	×	×	×
第32条	安全保護回路	第2号	×	×	×
		第1号	○	×	×
第33条	反応度制御系統及び原子炉停止系統		×	×	×
(中略)					

*1: 凡例
 - : 当該条項の要求事項に適合すべき設備等がSTACY施設に無いことを示す。
 ○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり適合性説明を要することを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *2: 新たに施設する設備は既存の設備の機能の確認等に支障がないよう設置する。
 ×: 当該条項の要求事項に適合すべき設備でなく適合性説明を要しないことを示す。
 *3: 安全出力系を除く。

申請済みの設工認申請書において、適合性を説明すべき事項が申請されていることを確認。

(2) 設工認要否整理表の再確認及び設工認全体の再確認

(2) - 2 液体廃棄物の廃棄設備の溢水影響評価に伴い、新たに設工認申請対象として二重スラブを追加。(担)

設工認要否整理表 (修正前)		X施設の設工認要否整理表 (14/14)				
		178-1	178-2	179	180	
技術基準規則の条項 ●: 技術基準規則新規要求事項	項・号					
	新規要求事項					
		実験棟B (固体廃棄物保管室、廃液処理室、分析室、燃取附属室、排気機械室(B)、廃液処理室、廃液貯槽室、補助機械室、サンプリングブローア室、β・γ固体廃棄物保管室、給気機械室、トラックロック等)				
		避雷設備		エアラインスーツ		
		避雷針 (実験棟、排気筒)				
設工認申請		第2回	第3回	第4回	なし	
新規/既存		既存追加	既存設計変更	既存追加	既存変更なし	
安全施設		MS-3	MS-3			
安全設備						
第16条 遮蔽等	第2項第1号	△※1	○	×	×	
	第2項第2号	△	△	×	×	
	第2項第3号	△	△	×	×	
第17条 換気設備	第1号	×	×	×	×	
	第2号 ●	×	×	×	×	
	第3号	×	×	×	×	
	第4号	×	×	×	×	
第18条 通用						
第19条 盗(いつ)水による損傷の防止	第1項 ●	×	×	×	×	
	第2項 ●	×	×	×	×	
第20条 安全避難通路等	第1号 ●	×	×	×	×	
	第2号 ●	×	×	×	×	
	第3号 ●	×	×	×	×	
第21条 安全設備	第1号 ●	×	×	×	×	
	第2号 ●	×	×	×	×	
	第3号 ●	×	×	×	×	

液体廃棄物の廃棄設備の溢水影響評価の結果、放射性物質を含む液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するための障壁として、二重スラブを期待するため、当該設備を設工認申請対象設備に追加する。

参考資料3 (修正後)		Y施設の設工認要否整理表 (14/14)				
		178-1	178-2	178-3	179	180
技術基準規則の条項 ●: 技術基準規則新規要求事項	項・号					
	新規要求事項					
		実験棟B (固体廃棄物保管室、廃液処理室、分析室、燃取附属室、排気機械室(B)、廃液処理室、廃液貯槽室、補助機械室、サンプリングブローア室、β・γ固体廃棄物保管室、給気機械室、トラックロック等)				
		避雷設備		エアラインスーツ		
		避雷針 (実験棟、排気筒)				
設工認申請		第2回	第3回	第4回	第4回	なし
新規/既存		既存追加	既存設計変更	既存追加	既存追加	既存変更なし
安全施設		MS-3	MS-3	MS-3		
安全設備						
第16条 遮蔽等	第2項第1号	△※1	○	×	×	×
	第2項第2号	△	△	×	×	×
	第2項第3号	△	△	×	×	×
第17条 換気設備	第1号	×	×	×	×	×
	第2号 ●	×	×	×	×	×
	第3号	×	×	×	×	×
	第4号	×	×	×	×	×
第18条 通用						
第19条 盗(いつ)水による損傷の防止	第1項 ●	×	×	×	×	×
	第2項 ●	×	×	○	×	×
第20条 安全避難通路等	第1号 ●	×	×	×	×	×
	第2号 ●	×	×	×	×	×
	第3号 ●	×	×	×	×	×
第21条 安全設備	第1号 ●	×	×	×	×	×
	第2号 ●	×	×	×	×	×
	第3号 ●	×	×	×	×	×
	第4号 ●	×	×	×	×	×
	第5号 ●	×	×	×	×	×
	第6号 ●	×	×	×	×	×

(2) 設工認要否整理表の再確認及び設工認全体の再確認

(2) - 3 設工認第4回申請又は本確認作業に伴い適合性説明の要否を変更。(担)

設工認要否整理表 (修正前)

		53	54	55	56	57	58
技術基準規則の条項 ●: 技術基準規則新規要求事項	項・号	新規要求事項					
		その他の計装					
		サーボ型水位計	高速流量計及び低流量計	炉心温度計	ダンプ槽温度計	ダンプ槽電導度計	プロセス計装のケーブル(ただし、PS-3のものに限る)
設工認申請		第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	なし
新規/既存		新規	新規	新規	新規	新規	新規/既存
安全施設		PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	
安全設備							
第1、2条	適用範囲、定義						
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設	-	-	-	-	-	-
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持						
第5条	試験研究用等原子炉施設の地盤	●	x	x	x	x	x
第6条	地震による損傷の防止	第1項	○	○	○	○	○
		第2項	●	-	-	-	-
		第3項	●	-	-	-	-
第7条	津波による損傷の防止	第1項	●	-	-	-	-
		第2項	●	-	-	-	-
		第3項	●	-	-	-	-
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	○	○	○	○
		第2項	●	○	○	○	○
		第3項	●	-	-	-	-
		第4項	●	-	-	-	-
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	●	x	x	x	x	x
第10条	試験研究用等原子炉施設の構造	●	x	x	x	x	x

プロセス計装(サーボ型水位計、炉心温度計等)の適合性説明に包含されることから、適合性説明が省略可能であるため、要否判定表の記載を「△」に修正する。

参考資料3 (修正後)

		53	54	55	56	57	58
技術基準規則の条項 ●: 技術基準規則新規要求事項	項・号	新規要求事項					
		その他の計装					
		サーボ型水位計	高速流量計及び低流量計	炉心温度計	ダンプ槽温度計	ダンプ槽電導度計	プロセス計装のケーブル(ただし、PS-3のものに限る)
設工認申請		第3回	第3回	第3回	第3回	第3回	なし
新規/既存		新規	新規	新規	新規	新規	新規/既存
安全施設		PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	
安全設備							
第1、2条	適用範囲、定義						
第3条	特殊な設計による試験研究用等原子炉施設	-	-	-	-	-	-
第4条	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持						
第5条	試験研究用等原子炉施設の地盤	●	x	x	x	x	x
第6条	地震による損傷の防止	第1項	○	○	○	○	○
		第2項	●	-	-	-	-
		第3項	●	-	-	-	-
第7条	津波による損傷の防止	第1項	●	-	-	-	-
		第2項	●	-	-	-	-
		第3項	●	-	-	-	-
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	○	○	○	○
		第2項	●	○	○	○	○
		第3項	●	-	-	-	-
		第4項	●	-	-	-	-
第9条	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	●	x	x	x	x	x
第10条	試験研究用等原子炉施設の構造	●	x	x	x	x	x

(3) 設工認要否整理表の修正確認

(3) - 1 設工認要否整理表の修正点について、正しく修正が行われていることを確認及び修正内容の妥当性を確認。 (確)

参考資料3 (修正後)		Y施設の設工認要否整理表 (14/14)						
		178-1	178-2	178-3	179	180		
技術基準規則の条項	項・号	新規要求事項	実験棟B (固体廃棄物保管室、廃液処理室、分析室、燃取附属室、排気機械室(B)、廃液処理室、廃液貯槽室、補助機械室、サンプリングプア室、β・γ固体廃棄物保管室、給気機械室、トラックロック等)			実験棟B	避雷設備	エアラインスーツ
			●: 技術基準規則新規要求事項	二重スラブ	避雷針 (実験棟、排気筒)			
設工認申請		第2回	第3回	第4回	第4回	なし		
新規/既存		既存追加	既存設計変更	既存追加	既存追加	既存変更なし		
安全施設		MS-3	MS-3	MS-3				
安全設備								
第16条	遮蔽等	第2項第1号	△※1	○	×	×	×	
		第2項第2号	△	△	×	×	×	
		第2項第3号	△	△	×	×	×	
第17条	換気設備	第1号	×	×	×	×	×	
		第2号 ●	×	×	×	×	×	
		第3号	×	×	×	×	×	
		第4号	×	×	×	×	×	
第18条	適用							
第19条	釜(いつ)水による損傷の防止	第1項 ●	×	×	×	×	×	
		第2項 ●	×	×	○	×	×	
第20条	安全遮断通路等	第1号 ●	×	×	×	×	×	
		第2号 ●	×	×	×	×	×	
		第3号 ●	×	×	×	×	×	

修正後の設工認要否整理表(参考資料3)について、「設工認申請漏れがないことの確認作業について 3. 設工認要否整理表の再確認」(参考資料4)に示すとおり修正されていることを確認。



①の変更箇所

参考資料4

No.	対象設備・機器		変更内容	変更理由
	No.	設備・機器名		
1	178-3	実験棟Bの二重スラブ	設工認第4回の申請対象設備として追加	液体廃棄物の廃棄設備の溢水影響評価の結果、放射性物質を含む液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するための障壁として、当該設備を期待するため。

修正内容と理由の妥当性を確認。

(4) 設工認申請漏れがないことの確認

(4) - 1 修正後の設工認要否整理表 (参考資料3) において、「○」となっているものが漏れなく設工認申請書中で適合性の説明がなされ、適合性確認に必要な計算書等が添付されていることを確認。
(担、確)

参考資料3 (修正後)		Y施設の設工認要否整理表 (14/14)				
		178-1	178-2	178-3	179	180
技術基準規則の条項	項・号	新規要求事項				
●: 技術基準規則新規要求事項		実験棟B (固体廃棄物保管室、廃液処理室、分析室、燃取附属室、排気機械室(B)、廃液処理室、廃液貯槽室、補助機械室、サンプリングブローア室、β・γ固体廃棄物保管室、給気機械室、トラックロック等)				
設工認申請		第2回	第3回	第4回	第4回	なし
新規/既存		既存追加	既存設計変更	既存追加	既存追加	既存変更なし
安全施設		MS-3	MS-3	MS-3		
安全設備						
第16条 遮蔽等	第2項第1号	△※1	○	x	x	x
	第2項第2号	△	△	x	x	x
	第2項第3号	△	△	x	x	x
第17条 換気設備	第1号	x	x	x	x	x
	第2号 ●	x	x	x	x	x
	第3号	x	x	x	x	x
	第4号	x	x	x	x	x
第18条 適用						
第19条 溢(いつ)水による損傷の防止	第1項 ●	x	x	x	x	x
	第2項 ●	x	x	○	x	x
第20条 安全避難通路等	第1号 ●	x	x	x	x	x
	第2号 ●	x	x	x	x	x
	第3号 ●	x	x	x	x	x
	第1号 ●	x	x	x	x	x

参考資料5

「○」となっている事項が設工認申請されていること(今後、補正する方針であることを含む。)を確認。

設工認申請書の中で適合性の説明がなされ、適合性の確認に必要な計算書等が添付されていること(今後、補正する方針であることを含む。)を確認。

技術基準規則	設工認申請	設備機器	適合性の説明	関係する計算書等
第19条 溢(いつ)水による損傷の防止 第4回	II. 液体廃棄物の廃棄設備(中レベル廃液系)	中レベル廃液貯槽、主配管、ポンプ	107	
	II. 液体廃棄物の廃棄設備(低レベル廃液系)	低レベル廃液貯槽、主配管	109	
	II. 液体廃棄物の廃棄設備(極低レベル廃液系)	極低レベル廃液貯槽、主配管	112	添付書類(p.添-25)
	II. 液体廃棄物の廃棄設備(有機廃液系)	有機廃液貯槽B、主配管、ポンプ、弁	114	
第3編 放射線廃棄物の廃棄施設	II. 液体廃棄物の廃棄設備	堰	108, 110, 113, 115	添付書類IV-7-1 添付書類IV-7-2
	II. その他の主要な事項(実験棟B)	二重スラブ	178-3	添付書類(p.添-32)

(5) 設工認第4回補正案の確認

- (5) - 1 抽出された設工認要否整理表の変更箇所について、設工認第4回の補正案に追加。(担)
- (5) - 2 抽出された設工認要否整理表の変更箇所について、設工認第4回の補正内容に追加されていることを確認。(確)

設工認第4回/本文(補正案)

3. 設 計

3.1 設計条件

(1) 実験棟Bの二重スラブ

a. 二重スラブは、液体廃棄物の廃棄設備である各廃液貯槽から溢水が生じた場合、放射性物質を含む液体が管理区域外への漏えいを防止できる十分な容量を有すること。

なお、液体廃棄物の廃棄設備である各廃液貯槽からの溢水影響評価において、放射性物質を含む液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために、二重スラブに期待する保持容量は40m³である。

b. 二重スラブは、耐震重要度のBクラスに分類し、それに応じた耐震性を有する設計とする。

(2) 避雷設備
STACY施設を雷撃から保護す

追加申請する「二重スラブ」の設計条件、設計仕様が妥当であることを確認。

3.2 設計仕様

(1) 実験棟Bの二重スラブ

実験棟Bの二重スラブ(既設)は、実験棟B最下層に設け、液体廃棄物の廃棄設備である各廃液貯槽から放射性物質を含む液体が溢水したときに、これらを保持し、管理区域外への漏えいを防止できる設計とする。

二重スラブの設計仕様を以下に示す。

名 称	二重スラブ	
配 置	図-3. II. 1 に示す。	
主要材料	鉄筋コンクリート造	
主要概略寸法	長辺方向	約 38 m (外寸)
	短辺方向	約 19 m (外寸)
	高 さ	約 2 m (内寸)
容 量	約 850 m ³ *1 (40 m ³ 以上)	

* 1 : 二重スラブの容量は、標準的な部屋(長辺方向:約 5.2m、短辺方向:約 2.2 m、高さ:約 2.0m)が 38 個あるものとして算出。算出結果である 869m³を丸めて 850m³としている。

設工認第4回/添付書類/適合性の説明(補正案)

<その他の主要な事項(二重スラブ)>

(溢(いつ)水による損傷の防止)

第十九条 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内における溢(いつ)水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。

二重スラブは、添付書類IV-7-2「液体廃棄物の廃棄設備の溢水影響評価書(管理区域外への漏えい防止)」のとおり、液体廃棄物の廃棄設備の溢水に対し、放射性物質を含む液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために十分な容量を有しており、第2項に適合する設計となっている。

技術基準規則への適合性の説明がなされ、その内容が妥当であることを確認。

添付書類IV-7-2 液体廃棄物の廃棄設備の溢水影響評価書
(管理区域外への漏えい防止)(補正案)

(3) 対象機器: 極低レベル廃液貯槽(容量: 40m³、基数: 2基、設置場所: 実験棟B地下1階 廃液貯槽室(VIII))

溢水の想定	溢水量	溢水経路	溢水防護設備		評 価
			名 称	有効保持量	
①ランダム故障による単一破損	40m ³	溢水伝播なし	・堰	40.4 m ³	溢水した放射性物質を含む液体は、廃液貯槽室(VIII)に設置された堰内に留まるため、管理区域外へ漏えいするおそれはない。
②地震による全数破損	80m ³	図 3.3.2-1、 図 3.3.2-2 及び 図 3.3.2-3 参照	・堰 ・槽排気処理エリア ・排気機械室(B) ・二重スラブ	619.4m ³	溢水した放射性物質を含む液体は、槽排気処理エリア、排気機械室(B)及び二重スラブに伝播するが、実験棟B地下階に留まるため、管理区域外へ漏えいするおそれはない。
③地震によるスロッシング	0m ³	—	—	—	極低レベル廃液貯槽は、上部開放型タンクでないため、スロッシングによる溢水は発生しない。

注: 地震による全数破損の想定において、溢水防護設備は、実験棟Bの一部を形成するものであり、実験棟B(耐震Bクラス)と同等の耐震強度を有するため、地震によって機能を喪失するおそれはない。

適合性の確認に必要な計算書が添付されていること、及びその内容が妥当であることを確認。